

## 入会手続きのご案内

- 1 入会申し込み書（様式1）、入会誓約書（様式2）に記入捺印のうえ、協会事務局までご提出ください。
- 2 入会申し込み時には、貴社パンフレットを併せてご提出ください。
- 3 入会手続きの問い合わせ先  
〒812-0016  
福岡市博多区博多駅南1-2-15 事務機ビル4階  
公益社団法人 福岡県産業資源循環協会事務局  
TEL (092) 409-8911  
FAX (092) 409-8912
- 4 公益社団法人 福岡県産業資源循環協会理事会へ提出し、ここで承認されて入会となります。
- 5 承認後、事務局より規程等をお送り致しますので入会金及び会費を納入してください。
- 6 入会金及び会費の納入処理後、会員証を送ります。

## 入会金及び会費

入会金	正会員	30,000円
	賛助会員（1）	10,000円
	賛助会員（2）	30,000円
会費	正会員	
	（収集・運搬業）	月額 6,000円
	（中間処理業）	月額 13,000円
	（最終処分業）	月額 15,000円
賛助会員（1）	産業廃棄物排出事業者	年額 15,000円
賛助会員（2）	その他の関連事業者	年額 50,000円

公益社団法人 福岡県産業資源循環協会

## 賛助会員入会申し込み書

年 月 日

公益社団法人 福岡県産業資源循環協会  
会 長 酒 田 雅 央 殿

公益社団法人 福岡県産業資源循環協会の趣旨に賛同し、賛助会員として入会申込を致します。

賛助会員  (1) 産業廃棄物排出事業者  
 (2) その他の関連事業者

ふりがな

社 名

ふりがな

代表者名

印

ふりがな

担当者名

住 所

電話番号

F A X 番号

主な事業内容

## 入会誓約書（反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約）

公益社団法人福岡県産業資源循環協会（以下「協会」という。）への入会にあたり、下記の事項を遵守することを誓約（反社会的勢力に該当しないことを表明・確約）します。

## 記

- 1 当社（役員及び経営に実質的に関与している者を含む。以下同じ。）は、協会の定款、行動基準（ガバナンス・コード）及び諸規定等を尊重・遵守するとともに、協会の事業に積極的に参加・協力いたします。
- 2 当社は、関係法令及び協会の議決事項を遵守するとともに、会員相互の協調及び業界秩序の確立に努め、協会会員としての品位を傷つけないよう努めます。
- 3 当社は、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - ① 暴力団 ② 暴力団員 ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者
  - ④ 暴力団準構成員 ⑤ 暴力団関係企業 ⑥ 総会屋等、社会運動・政治活動等標ぼうゴロ
  - ⑦ 特殊知能暴力集団 ⑧ その他前各号に準ずる者
- 4 当社は、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  - ① 反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
  - ② 反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
  - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
  - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
  - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
- 5 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。
  - ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為 ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為 ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 6 当社は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、定款の定めなく催告なしで会員の資格が取消しされても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約いたします。

年 月 日

公益社団法人 福岡県産業資源循環協会  
会長 酒田 雅央 殿

住所  
名称  
代表者(自署)